

入院のご案内

Hospitalization guidance



長崎県島原病院
NAGASAKI PREFECTURE SHIMABARA HOSPITAL

貴方の1日も早いご回復を心から願っております。
病気のことや検査、治療などご不明な点は
ご遠慮なく医師・看護師等にお尋ねください。

■ 病院理念

< Mission >

地域の健康な未来を創造する

< Vision >

良質な医療の提供に努め、地域から信頼され、地域の健康を支え続ける

基本指針

1. 安全・安心で質の高い医療を提供する
2. 患者への思いやりのある温かなチーム医療を行う
3. 職員が自ら学ぶ前向きな姿勢をもち、誇りを持って業務を遂行する
4. 医療を取り巻く社会環境の様々な変化に柔軟に対応できる経営の効率化と経営基盤の構築を図る
5. 患者、医療・介護施設から行政まで幅広く対話を図り、地域と連携し、選ばれる病院となる

患者さんの権利

1. 個人の尊厳を守ります。
2. 公平で適切な医療を受けることができます。
3. 診療内容について、正確でわかりやすい説明を求め、真実を知ることができます。
4. 十分な説明を受けた後、自らの意志で検査・治療に同意をする権利、あるいは拒否する権利、または同意した後に同意を撤回する権利があります。
5. 診断や治療方針について、他の医療機関の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。
6. 患者さんの個人情報保護されています。また、自分の診療に関する記録等の情報開示を求める権利があります。

患者さんの義務及び病院からのお願い

1. 最善の医療を実現するために、自ら積極的に医療に参加する義務があります。
2. 良質な医療の提供を受けるため、健康状態や病状等を詳しく正確に医師へ伝えてください。
3. 他の患者さんや見舞客及び、病院職員に対し、いやがらせ、大声、暴言、暴力、セクハラ、付きまとい等の迷惑行為、あるいは機器や設備を故意に破損する等の迷惑行為を行ってははいけません。なお、迷惑行為と認めた場合には警察へ通報いたします。
4. 受けた医療に対し、診療費を遅滞なくお支払いいただく義務があります。
5. 臨床研修医、診療看護師・特定行為ができる看護師、救急救命士が主治医・担当医の指導の下で診療、処置に参加させていただきますのでご了承下さい。
6. 医学生、看護学生、各種教育実習生等の臨床教育や研修を行っておりますので、ご協力をお願いします。
7. 新しい診断・治療法を開発するための研究へのご協力をお願いします。

こ けんりじょうやく 子どもの権利条約

とういん こ けんりじょうやく そんちよう
当院は、「子どもの権利条約」を尊重します。

※「子ども」とは、18歳未満の児童を言う。

■ い けんり 生きる権利

すべてのこ 子どものいのち まも
命が守られること

■ そだ けんり 育つ権利

もって う 生まれたのうりよく じゅうぶんの の せいちょう
成長できるように、医療や
きょういく せいかつ しえん う ともだち あそ
教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

■ まも けんり 守られる権利

ぼうりよく さくしゅ ゆうがい ろうどう まも
暴力や搾取、有害な労働などから守られること

■ さんか けんり 参加する権利

じゆう いけん あらわ だんたい つく
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

こ けんりじょうやく いっぱんげんそく 「子どもの権利条約」一般原則

■ せいめい せいぞんおよ はったつ たい けんり いのち まも せいちょう 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべてのこ 子どものいのち まも
命が守られ、もって う 生まれたのうりよく じゅうぶんの の せいちょう
成長できるように、医療、
きょういく せいかつ しえんとう う ほしょう
教育、生活への支援等を受けることが保障されます。

■ こ さいぜん りえき こ もっと 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

こ 子どものかん おこな とし さいぜん りえき こ もっと
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

■ こ いけん そんちよう いけん ひょうめい さんか 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

こ 子どものじぶん かんけい ことがら じゆう いけん あらわ
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこ
子どものはったつ おう じゅうぶん こうりよ
発達に応じて十分に考慮します。

■ さべつ きんし さべつ 差別の禁止(差別のないこと)

すべてのこ 子どもは、こ 自身や親のじんしゅ せいべつ いけん しょう けいざいじょうきょう
人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも
さべつ じょうやく さだ すべ けんり ほしょう
差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

■ 目次

1	入院の手続き	P1
2	PHR（パーソナルヘルスレコード）アプリのご案内	P1
3	入院に必要なもの	P2
4	寝具類	P2
5	お食事	P2
6	付添い	P2
7	面 会	P3
8	入院中の過ごし方	P3
9	入院中お守りいただくこと	P4
10	医療相談室のご案内	P4
11	有料個室について	P4
12	セカンドオピニオンについて	P5
13	包括評価（DPC）での入院医療費の算定について	P5
14	退院時支払いのお願い	P5
15	月をまたがる場合の入院費のお支払い	P6
16	医療費保証「Jーホスピタル」について	P6
17	診断書の申込みについて	P6
18	限度額適用認定・標準負担額認定証について	P7
19	お薬についてのお願い	P8
20	他の医療機関の受診制限について	P8
21	手術・検査・治療を受ける皆様へ	P8
22	臨床教育研修病院として	P9
23	個人情報の保護に関するお知らせ	P9
24	その他	P11

■ 1. 入院の手続き【3 階・入院支援室受付】

- (1) 入院される日は、指定された時間に 3 階の入院支援室受付で手続きをお済ませください。
入院手続きには次のものが必要です。

- ① 診察券・患者確認証(マイナンバーカードをお持ちでない方)
- ② マイナンバーカード(又は資格確認書)
- ③ 限度額適用認定・標準負担額減額認定証(詳細はP7)
(市役所・会社への申請が必要です)
※マイナンバーカードを提示される場合は必要ありません。
- ④ 公費負担受給者証、介護保険被保険者証
- ⑤ 入院申込書
- ⑥ 服薬中のお薬すべて(お薬がある方のみ)
- ⑦ お薬手帳(お持ちの方のみ)
- ⑧ 薬剤情報提供書(お持ちの方のみ)



※ 入院手続き: 平日9時～17時

※ 資格確認書は記載事項を確認後、お返しいたします。

※ 入院中に健康保険の変更がありましたら、ただちに 1 階総合受付にお申し出ください。

※ マイナンバーカード等の提出がないときには、入院費用が全額自己負担となる場合もございます。

- (2) 医療扶助、更生医療、育成医療、養育医療、特定疾患医療、小児慢性特定疾病医療等を申請している方、または適用を受けている方は、入院手続きの際にお申し出ください。
- (3) 緊急入院(時間外)の場合は、翌営業日に入院手続きをお願いします。
- (4) 都合により入院日の変更、取り消しをされる場合はお早めにご連絡ください。
- (5) 外来患者さんの駐車場が不足するため、**入院患者さんの駐車はお断りいたします。**

■ 2. PHR (パーソナルヘルスレコード) アプリのご案内

PHR(Personal Health Record)とは、個人の健康・医療に関わる情報(個人の健康や身体の情報記録した健康・医療・介護などのデータ)の記録のことです。

当院では、患者さんへPHRアプリ「NOBORI」(PSP株式会社)をご案内しております。

PHR「NOBORI」アプリの登録により利用できる機能として、以下を準備しております。

- | | | |
|----------|----------------|-------------|
| ■ 診察券 | ■ 予約情報(事前通知あり) | ■ 診療費のお支払情報 |
| ■ 採血検査結果 | ■ 処方内容 | ■ 病院からのお知らせ |
| ■ 診療費明細書 | | |



NOBORI

※アプリのダウンロード、インストールから利用者登録までの流れは右のQRコードを読み取りご確認ください。

※アプリの利用にあたり、通信にかかる費用は利用者の負担となります。

iPhone の方



Android の方



■ 3. 入院に必要なもの

(1) 次のものをご用意ください。

① 下着類、病衣（氏名の記載をお願いいたします）

② 洗面用具（男性の方は、電気ひげそりを含む）

③ かかとのあるはき物（滑りにくく、脱げにくい靴）

※スリッパやサンダルは転倒の原因となりますのでお勧めできません。

④ その他の日用品（コップ、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、マスク、ボディーソープ、シャンプー、歯磨きセット）やヘアブラシ、防寒用の上着など

※ 入院セットを申込みされた方は、病衣・タオル・ティッシュペーパーなど（別添参照）の持参は必要ありません。なお、オプションで、下着・オムツ等もご利用いただけます。



(2) パソコン、電気ポット、電気毛布など電気器具の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 盗難防止のため、多額の現金や貴重品はお持ちにならないでください。

※盗難や紛失があった場合、病院側に何らかの過失がない限り、病院は一切の責任を負いかねます。

(4) 危険物（ライター、カッターナイフ、果物ナイフ等）の持ち込みはお断りいたします。

(5) 現在服用中のお薬をお持ちの方は、そのお薬とお薬手帳をご持参ください。（詳細はP8）

(6) 義歯、補聴器、眼鏡や装飾品などは、ご自身で責任を持って自己管理をお願いします。

※破損紛失をしても、病院側では責任を負いかねます。



■ 4. 寝具類

(1) 寝具は病院で準備します。感染管理上、私物の持ち込みはできません。

（料金は入院基本料に含まれます）

■ 5. お食事【朝食…8時 昼食…12時 夕食…18時】

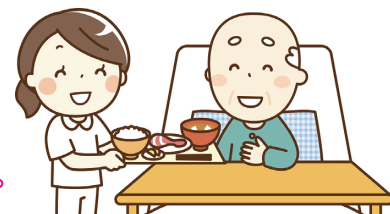
(1) 患者さんのお食事は、医師の指示により、病状に適した食事を管理栄養士の管理のもと適時・適温で提供しておりますので、水・お茶以外の飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

(2) 一般食の患者さんを対象に選択メニューを実施しております。

申し込みは、2日前の13時までをお願いいたします。

(3) 毎食、お茶が1杯つきますが、その他のご入用の場合は3階売店または自動販売機をご利用ください。

(4) アレルギーをお持ちの方は入院時に医師、看護師にお知らせください。



■ 6. 付添い

入院中は、ご家族の付添いは必要ありません。ただし、患者さんの症状により、ご家族が希望され、尚かつ医師が必要と認めた場合に限り、ご家族の付添いが認められます。この場合「家族付添許可願」をご記入いただけます。

※ 付添い用有料寝具（ベッドを含む）をご利用ください。地下のリネン係で手続き、会計をお願いします。（1泊770円。以降、1泊ごとに550円を追加する）

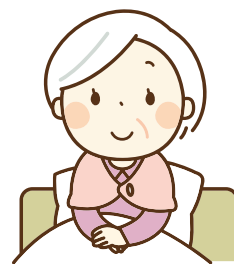
※ 希望の方には、付添いの方の食事を提供しております。



リネン受付

■ 7. 面 会【面会に来院されるご家族などへ下記の事をお伝えください】

- (1) 患者さんの病状によっては面会をお断りすることがありますので、各病棟のスタッフステーションでおたずねください。
 - (2) 面会は、他の患者さんの安静のため短時間をお願いいたします。
 - (3) **感染症対策の観点から大勢の面会や小学生以下の面会にご遠慮ください。**
 - (4) 感染防止のため、各病室に消毒液を準備しておりますので、入退室時に必ずご利用ください。
 - (5) 入院の問い合わせは1階の総合受付で行っています。(17時～19時・土・日・祝日は守衛室)
電話での入院の問い合わせは、個人情報保護条例に基づき原則お答えできませんので、ご了承ください。
 - (6) HCU の面会は制限がありますので、ご家族のみの面会となります。面会時間は看護師にご確認ください。
- ※ 感染症の流行等により、入館制限や面会中止となる場合がございます。詳しくはおたずねいただくか、ホームページでご確認ください。



■ 8. 入院中の過ごし方

- (1) 治療・看護・入院生活に関してご不明な点やお困りの点は、主治医や看護師にご相談ください。
- (2) 他の病室への出入りはご遠慮ください。また、病室内では他の患者さんの迷惑にならないようお静かにお願いいたします。
- (3) **外泊・外出には事前に主治医の許可が必要です。看護師にご相談ください。(外泊・外出願を記入いただきます)**
- (4) 入院中の荷物は最小限をお願いいたします。(多額の現金・貴重品の持ち込みはご遠慮ください)
- (5) 消灯は21時です。21時以降は他の患者さんの迷惑にならないようお願いいたします。
- (6) 電話の取次ぎは、緊急時のみいたします。
- (7) 携帯電話は談話コーナー、デイルームでご利用ください。携帯電話の充電は白いコンセントをお願いいたします。
- (8) Wi-Fiが、6時～21時のあいだ、無料でご利用いただけます。
- (9) 万一の緊急事態発生に備え非常口は各病室入口に表示しておりますので、位置をご確認ください。
- (10) 病室にはテレビを設置しております。視聴される際は、テレビカード及びイヤホンを購入してご利用ください。テレビ台引出しに利用方法を設置しておりますのでご参照ください。テレビカードは談話コーナーにある販売機で、イヤホンは4階・5階の各階デイルームの販売機で購入できます。退院時に残額があるテレビカードは1階再来受付機横にテレビカード精算機を設置しておりますのでご利用ください。
- (11) ビン・カン等の不燃物は、自室のゴミ箱に捨ててください。
- (12) 患者さんにネームバンドの装着をお願いし、患者さんに名乗っていただくことでご本人であることを確認し、安全な医療を実践しています。
- (13) **病状により、病室や病棟を移動していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。**
- (14) **病院内での転倒を防ぐために、滑りにくく脱げにくい、かかとのあるはき物をご準備され、洗面所・トイレ・浴室・車椅子への乗降、松葉杖の使用、点滴中、睡眠導入剤服用後は特にご注意ください。また、ベッドから身を乗り出したり、ベッドの上に立ち上がるのは危険ですとおやめください。**
- (15) **入院中は、歯科以外、許可なく保険を使用して他の医療機関を受診することはできません。受診された場合は、全額自己負担になります。**

■ 9. 入院中お守りいただくこと【ご家族、面会人も同様です】

- (1) 病院敷地内は全面禁煙です。
- (2) 院内での暴言・暴力・セクシャルハラスメント・痴漢行為は固く禁じます。
状況により警察に通報する場合があります。
- (3) 他の患者さんの迷惑となる行為・病院の指示に反する行為はご遠慮願います。
- (4) 喫煙・飲酒・かけごと・各種勧誘は固く禁じます。
- (5) 無断で写真・動画撮影や録音・SNS等への投稿を禁止しております。

以上の行為があった場合は、退院していただきます。

■ 10. 医療相談室のご案内

当院では、病気のこと・費用のこと・退院後のことなど患者さんおよびご家族の不安や悩みを聞き、解決のお手伝いをする相談窓口を設けております。

ご相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。直接お越しいただくか、事前に相談日時をご予約ください。相談内容の秘密については、厳守いたします。

相談内容の一例

- がんの治療や療養中の不安
- 医療費・生活費のことが心配
- 介護保険について教えて欲しい
- 家族として、どうしてあげたらいいか
- セカンドオピニオンを受けるにはどうしたらよいか
- 治療を受けながら仕事がしたい



場所	3階
時間	月曜～金曜 9:00～17:00
電話番号	(0957)63-1145(代表) 内線107(相談室)
対応スタッフ	ソーシャルワーカー・看護師・緩和ケア認定看護師・がん相談員

■ 11. 有料個室について

有料個室へ入室希望の方は、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめ医師または看護師にご相談ください。なお、有料個室の料金は保険の適用がありませんので、入院料とは別に納入していただきます。

区分	料金	設備
A 室	日額 9,350 円 ※テレビ無料	テレビ、応接セット、バス、シャワー、トイレ、洗面所、エアコン、流し台、冷蔵庫、ロッカー、食器棚、収納棚、電波時計
B 室	日額 8,800 円 ※テレビ無料	テレビ、応接セット、シャワー、トイレ、洗面所、エアコン、冷蔵庫、ロッカー、電波時計
C 室	日額 5,500 円	テレビ、応接セット、トイレ、洗面所、エアコン、冷蔵庫、ロッカー

※ 床頭台(テレビ・冷蔵庫付)…テレビ:1,000円/30時間(A、B室以外) 冷蔵庫:100円/24時間

■ 12. セカンドオピニオンについて

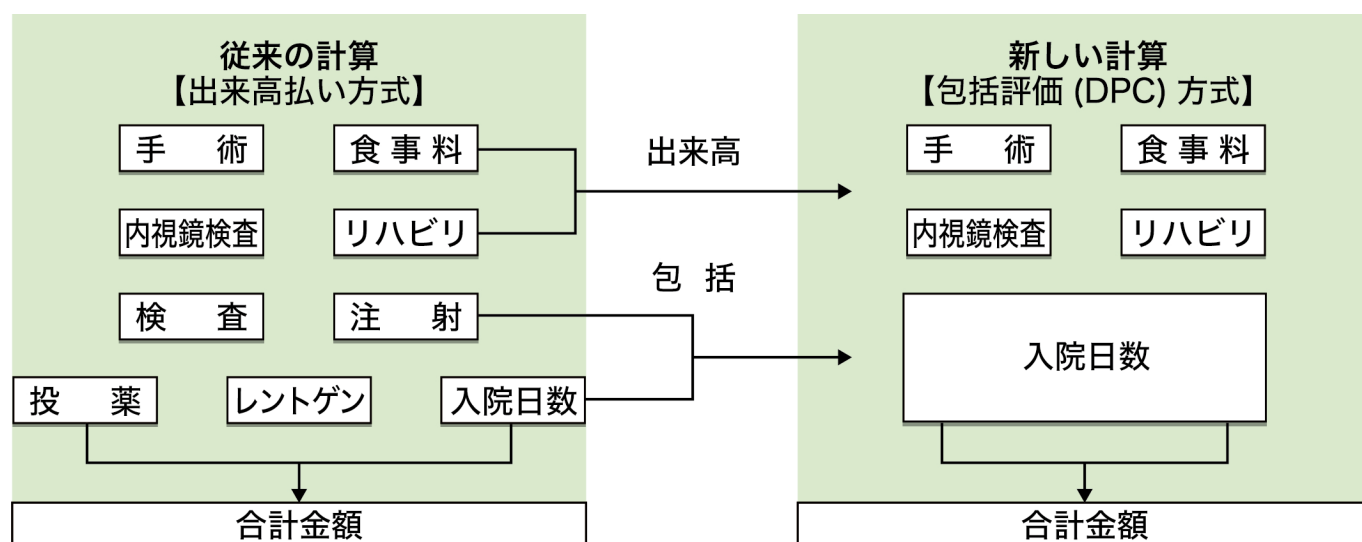
セカンドオピニオンとは、診断や治療に対して、最良の医療を選択するために主治医以外の他院の専門医から、参考となる第2(セカンド)の意見(オピニオン)を受けることです。ご希望される場合は、医師・看護師、または3階の医療相談室にご相談ください。

ただし、健康保険は適用されませんので全額が自費となります。

■ 13. 包括評価 (DPC) での入院医療費の算定について

当院では、診断群分類別包括評価(DPC)という計算方式により、入院医療費を計算しております。

- (1) DPC計算方式は、病気の種類に応じて1日あたりの点数が決めており、その点数に入院日数を掛けて医療費を計算します。1日あたりの点数は、厚生労働省が全国一律の点数として定めているものです。
- (2) 外来分と一部の入院分の医療費の計算方式は出来高払い方式です。また、DPC計算方式において、手術料など出来高が上記の計算方式に加算される項目もございます。



■ 14. 退院時支払いのお願い

未収金発生防止のため、退院の際に、当日までの入院費を1階の自動精算機または会計窓口でお支払いいただきますようお願いいたします。

- (1) 退院の前日15時以降に、概算額をお知らせいたします。(急きょ退院を除く) ご家族へ電話でお知らせさせていただく場合もあります。
- (2) 病棟にて領収書を確認のうえ、ネームバンドを回収いたします。
- (3) 入院費についてご不明な点がございましたら、お支払いになる前に会計窓口へおたずねください。
- (4) やむを得ずお支払いが難しい事情がございましたら、医事係へお申し出いただき、手続きのうえ、交付された書類のコピーを病棟へお持ちください。その後、ネームバンドを回収いたします。

- (5) 退院当日や、直前に行われた治療内容につきましては、請求日に間に合わない場合がございます。
退院後に料金を追加請求させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (6) お支払いは、クレジットカードをご利用いただけます。
クレジットカードをご利用になれる方は、暗証番号の入力が必要です。
お支払いは、一括払いのみとなります。(土・日・祝日はご利用できません)

利用可能なクレジットカード



15. 月をまたがる場合の入院費のお支払い

入院中の診療費は毎月1日より末日までの分を計算し、翌月の10日過ぎに請求額をお知らせしますので、1階の自動精算機等でお支払いください。

16. 医療費保証「J - ホスピタル」について

- (1) 当院では医療費保証「J - ホスピタル」を導入しておりますので、入院に際して連帯保証人は不要となります。保証料は当院が負担しますので、入院患者さんのご負担はありません。
- (2) 入院時に個人情報の取扱いに関する同意書をお読みいただき、入院申込書に署名をいただきます。
- (3) 入院患者さんより当院へ医療費をお支払いいただきます。
- (4) 万が一、入院患者さんで医療費のお支払いが困難な場合、ジェイリースが当院へ立替払いを行います。
- (5) ジェイリースが立替払いを行った場合には、最終的には入院患者さんがジェイリースに対して医療費をお支払い頂くことになります。

※詳細についてはパンフレットをご確認ください。

※入院セット代は医療費保証の対象外です。

お問い合わせ先

ジェイリース株式会社 医療費保証専用ダイヤル 0570-006-015

17. 診断書の申込みについて【1 階・総合受付】

- (1) 診断書の受付は、1階総合受付にて行っております。
- (2) 作成には、2週間程かかります。また診断書の種類によっては、2週間以上かかる場合があります。
- (3) 申し込み後のお取り消しはできませんので、ご了承ください。

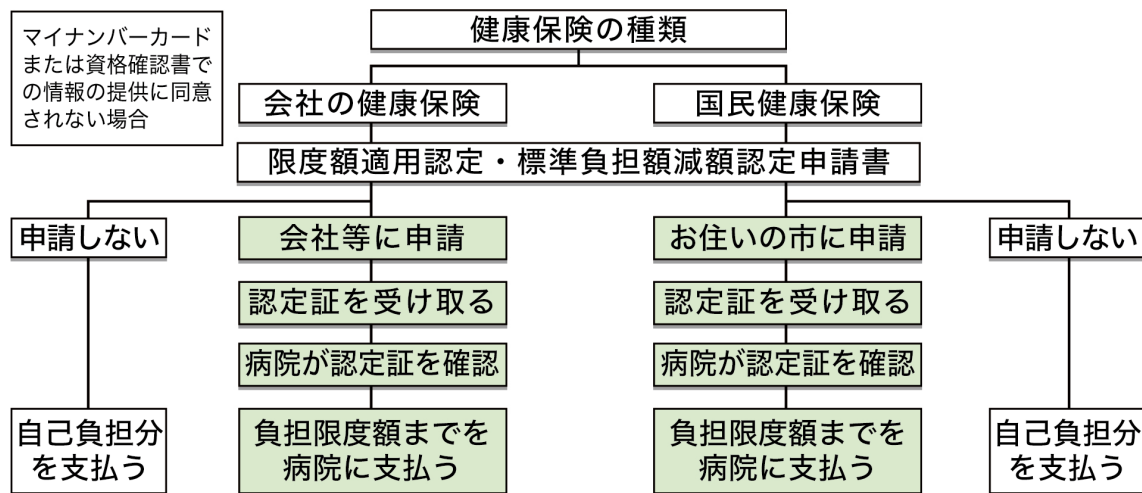
18. 限度額適用認定・標準負担額認定証について

「健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード」を3階入院支援室受付で提示していただきますと、収入に応じて医療費の窓口負担に上限額が設定されているため、1ヶ月分の窓口負担額が予想でき、支払いへの不安を軽減できます。

また、オンライン資格確認にて、上限額を確認することもできますので、1階総合受付までお申し出ください。

マイナンバーカードまたは資格確認書での情報の提供に同意されない場合は、「限度額適用認定・標準負担額認定証」の提示が必要となります。

- 詳しくは、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



**病院が限度額等の確認をしていない場合は、この制度を受けられません。
通常の負担額を請求いたしますのでご注意ください。**

毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)
ア	年収 約1,160万円～ 健保：標準83万円以上 国保：旧ただし書所得901万円超	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1% 多数回該当：140,100円
イ	年収 約770万円～約1,160万円 健保：標準53万円～79万円 国保：旧ただし書所得600万円～901万円	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1% 多数回該当：93,000円
ウ	年収 約370万円～約770万円 健保：標準28万円～50万円 国保：旧ただし書所得210万円～600万円	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1% 多数回該当：44,400円
エ	～年収 約370万円 健保：標準26万円以下 国保：旧ただし書所得210万円以下	57,600円 多数回該当：44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円 多数回該当：24,600円

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

<70歳以上の方の上限額>

適用区分	外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 ＋（医療費－842,000円）×1% ＜多数回140,100円(※2)＞	
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 ＋（医療費－558,000円）×1% ＜多数回93,000円(※2)＞	
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1% ＜多数回44,400円(※2)＞	
課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 〔年間の上限 144,000円〕	57,600円 ＜多数回44,400円(※2)＞
Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)(※3)		15,000円

※食事代、入院セット代は上記に含まれません。

19. お薬についてのお願い

入院にあたり、現在服用されているお薬をお持ちの方は、お手元のお薬とお薬手帳を持参し、必ず当院の主治医または看護師にお伝えください。(目薬や貼り薬も同様です)

(理由)

- 当院の医師が処方するにあたり、現在服用されているお薬の内容を把握したうえで行う必要があります。

20. 他の医療機関の受診制限について

入院中、健康保険を使って他の医療機関を受診されると、後日、全額自己負担を求められますので十分にご注意ください。

(理由)

- 入院中はその医療機関で全ての医療を受けることになっています。健康保険を使って他の医療機関(歯科を除く)を受診することはできません。
- 特別な理由での他院の受診や、他院でのお薬の処方が必要な場合は、当院の主治医が判断しますので、必ず事前に、主治医または看護師にご相談ください。

以上のことにつきましては、ご家族の方にもご説明をお願いいたします。

21. 手術・検査・治療を受ける皆様へ

当院では、患者さんが侵襲のある手術・検査・治療を受けられる際に下記のことをご理解いただきたく説明をしております。なにとぞご理解のうえ、手術や検査を受けていただくようお願いいたします。

多くの診療行為(手術・検査・治療)は、身体に対する侵襲(ダメージ)を伴います。通常、診療行為による利益が侵襲の不利益を上回ります。

しかし、医療は本質的には不確実です。過失がなくとも重大な合併症や事故が起こりえます。診療行為と無関係の病気や加齢に伴う症状が診療行為の前後に発症することもありえます。もちろん治療には最善を尽くしますが、合併症や偶発症が起これば、死亡に至ることもありえます。予想される重要な合併症については説明いたしますが、極めて稀なものや予想外のものもあり、すべての可能性を言い尽くすことはできません。こうした医療の不確実性は、人間の生命の複雑性と有限性、および、各個人の多様性に由来するものであり、低減させることはできても、消滅させることはできません。

過失による身体障害があれば病院側に賠償責任が生じます。しかし、過失を伴わない合併症、偶発症に賠償責任は生じません。

こうした危険があることを承知したうえで同意書に署名してください。疑問があるときは、納得できるまで質問してください。納得できない場合は、無理に結論を出さずに、他の医師の意見を聞くことをお勧めします。他の医師の意見を求めることで不利な扱いを受けることはありません。必要な資料は提供いたします。

22. 臨床教育研修病院として

当院は、臨床教育研修病院として臨床研修医をはじめ、医学生、看護学生、薬学生、理学療法学生等の実習教育や中学、高校の職場体験等を受け入れています。患者さんの意思を尊重し同意を得たうえで、十分な指導のもと実習を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

23. 個人情報の保護に関するお知らせ

当院では、患者さんに安心して医療を受けていただくため、安全な医療を提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いに関しましても、万全の体制で取り組んでおります。

個人情報の利用目的について

患者さんの個人情報を「別記」の目的で利用させていただくことがございます。別記以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合は、改めて患者さんから同意をいただくことにしております。

なお、「別記」の個人情報の利用について、同意できない場合は、お申し出ください。お申し出がない場合は、同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

なお、お申し出は、後からいつでも追加・変更・撤回することができます。

個人情報の開示・訂正・利用停止について

患者さんの個人情報の開示・訂正・利用停止について、「長崎県病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例」等の規定に従って進めております。

電話でのお問い合わせにはお答えできない場合があります。

手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、お気軽におたずねください。

別記 当院における患者さんの個人情報の利用目的

1. 院内での利用

- (1) 患者さんに提供する医療サービス
- (2) 医療保険事務(委託により実施するものを含みます)
- (3) 患者さんに係る管理運営業務のうち
 - ① 入退院等の病棟管理
 - ② 会計・経理
 - ③ 質の向上・安全確保・医療事故(あるいは未然防止)等の分析・報告
 - ④ 当該患者さんへの医療サービスの向上
- (4) 院内医療教育・研修
- (5) 院内学生実習への協力
- (6) 医療の質の向上を目的とした院内症例検討・研究
- (7) がん登録等の推進に関する法律に基づく院内がん登録、全国がん登録、予後調査

2. 院外への情報提供としての利用

- (1) 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- (2) 他の医療機関等からの照会に対する回答
- (3) 紹介元の医療機関への報告・他の医療機関への紹介
- (4) 患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (5) 検体検査業務等の業務委託
- (6) ご家族等への病状説明
- (7) 医療保険事務のうち
 - ① 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ② 審査支払機関または保険者への照会
 - ③ 審査支払機関または保険者からの照会に対する回答
 - ④ その他、患者さんの医療保険事務に関する利用
- (8) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等へのその結果の通知
- (9) 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- (10) 第三者機関への質の向上・安全確保・事故対応・未然防止のための報告
- (11) 外部監査機関への情報提供
- (12) 法令等の規定により第三者への提供が認められているもの
- (13) 学会・研究会等での医療の質の向上を目的とした利用(個人の識別・特定が出来ない状態で行います)
- (14) がん登録等の推進に関する法律に基づく情報提供(院内がん登録、全国がん登録、予後調査)

3. 上記以外の利用

- (1) 病院の管理運営業務のうち
 - ① 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ② 病院企業団本部への管理運営等に関する報告や業務改善のための基礎資料
 - ③ 研究・治験(関係法令・指針等に従って進めます)
 - ④ 治療経過および予後調査、満足度や業務改善のためのアンケート調査

4. 診療記録の開示について

当院では、診療情報の開示を行っています。開示に当たっては、患者さんの大切な個人情報扱うという観点から、いくつかの条件を定めております。

以下の点につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

■ 診療情報を開示できる方

- (1) 患者さん本人
- (2) 患者さんの法定代理人
- (3) 患者さんの同意を得た親族
- (4) 患者さん本人が成人で判断能力が不十分である場合は、現実に患者さんの世話をしている親族またはこれに準ずる者
- (5) 患者さん本人が死亡し、本人の意思表示が確認できないときの遺族
- (6) 診療記録の開示を求め得る者から代理権を与えられた任意代理人（保険会社及び弁護士等）

■ 診療情報開示対象者（または申請者）のご確認

診療情報開示の申請時において患者さん本人であることを証明できるもの（マイナンバーカードまたは運転免許証など）を提示していただきます。また、患者さん本人以外の方が申請される場合には患者さん本人の委任状に加え、申請者と患者さん本人の関係を証明できるもの（戸籍謄本など）を提示していただきます。

■ 開示できない場合

- (1) 治療効果等への悪影響が懸念される場合
- (2) 第三者の権利利益を損なう恐れがある場合
- (3) 第三者から得た情報で、当該第三者の同意を得られない場合
- (4) その他、開示を適当でないと認められる相当な理由がある場合

診療記録の開示に関するお問い合わせ先

長崎県島原病院 診療情報管理室 TEL 0957-63-1145（代） 内線 132

■ 24. その他

- (1) 院内(3階)に売店、理容室がありますのでご利用ください。

売店営業時間	平日 8:30 ～ 17:00、土曜日 9:00 ～ 15:00 (日曜日、祝日は休み)
理容室営業時間	月曜日・水曜日・金曜日 9:00 ～ 17:00 (火曜日、木曜日、土曜日、日曜日、祝日は休み)

- (2) 当院では、より安全・安心な療養環境の提供及び防犯のため、院内各所にセキュリティカメラを設置しております。

■ 建物案内



※ 郵便ポストは、1階正面玄関を出て左側にあります。

※ 自動販売機は、1階正面玄関を出て右側、1階救急時間外出入口、3階及び地下出入口（駐車場側）にあります。



〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地
TEL: (0957)63-1145 FAX: (0957)63-4864
ホームページ: <https://shimabarabyoin.jp/>



令和8年4月

令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます



高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。



公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

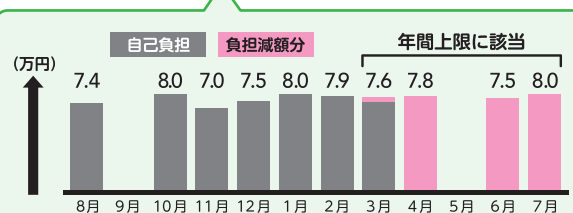
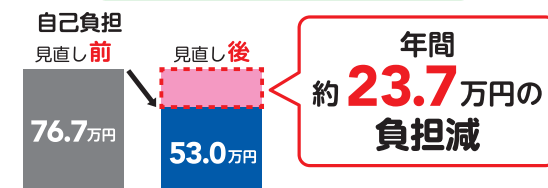
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ウ：年収約370万円～約770万円)の場合



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例(70歳以上で現役並み以外の方)
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村(国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター

☎0120-617-111

においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時(日曜日・祝日・年末年始は休業)

※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係る Q & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。)

なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。